

## 令和 5 年度扶養実態調査について

日頃から共済組合の業務運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記の調査については、組合員被扶養者証の検認として 2 年ごとに実施しており、今年度が実施年度に当たります。

現在被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認するために必要な手続きとなりますので、本調査の対象となる方は、調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、調査の結果、被扶養者としての要件を満たしていないことが判明した場合、取消事由が発生した時点に遡って被扶養者の認定を取消することとなりますのでご留意願います。

調査の締切日やご不明点等については、各所属所共済事務担当課へお問い合わせください。

※前回調査は令和 2 年度に実施しており、本来であれば令和 4 年度が調査実施年度でしたが、令和 4 年 10 月の地方公務員等共済組合法の適用拡大による被扶養者数の増加を考慮し、令和 4 年度の実施は延期とさせていただきます。

### ○調査対象となる方

令和 5 年 1 月 1 以降に被扶養者として認定された方を除く、すべての被扶養者が調査対象となります。

調査には、被扶養者資格確認届書と添付書類の提出が必要となります。

被扶養者資格確認届書は、令和 5 年 6 月 28 日付けで各所属所共済事務担当課に送付しています。

添付書類については、以下の添付書類の一覧をご確認の上、ご準備いただきますようお願いいたします。

被扶養者	必要書類
20 歳以上の被扶養者 (今年度 20 歳になる被扶養者、学生を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度所得証明書</li> <li>・ 下記①～⑥の状況に応じた書類</li> </ul>
組合員と別居している被扶養者 (配偶者及び子を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度所得証明書</li> <li>・ 令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月の毎月の仕送りを確認できる書類 (ATM 利用明細書の写し等)</li> <li>・ 下記①～⑥の状況に応じた書類</li> </ul>
子が被扶養者として認定されている組合員のうち、配偶者が被扶養者ではない方 (配偶者が本組合の組合員である場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の令和 5 年度所得証明書</li> <li>・ 下記①～③の状況に応じた書類</li> </ul>

①	パート・アルバイト等の収入がある方で、令和 4 年 1 月以降に就労開始している場合	令和 5 年 1 月以降の年間給与実績・見込証明書又は雇用証明書
②	事業収入（一般、農業、不動産等）がある場合	令和 4 年分の確定申告書及び収支内訳書の写し ※税務署の受付印が押印されたもの。電子申告の場合は受付日時等が印字されたもの。
③	年金を受給している場合	直近の年金振込通知書等の写し ※公的年金等の源泉徴収票は原則不可とします。ただし、公的年金以外の年金で支払通知書等が発行されないものについては源泉徴収票でも可とします。 ※障害年金、遺族年金、企業年金、個人年金（雑所得で計上される分のみ）、年金生活者支援給付金等も収入に含まれます。
④	父母等のうち、どちらか一方を被扶養者として認定している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者（認定を受けていない方）の令和 5 年度所得証明書</li> <li>・ ①～③の状況に応じた書類</li> </ul>
⑤	姻族の父母、組合員の甥姪、その他の三親等内の親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票謄本（続柄が記載されているもの）</li> <li>・ 養護施設等へ入所されている場合は、施設入所証明書</li> </ul>
⑥	23 歳以上 60 歳未満の被扶養者（配偶者を除く）で、障害や病気により就労できない場合	医師の診断書の原本又は障害者手帳の写し ※診断書は就労の可否について明記されているもの

※扶養事実等を確認するために、その他の書類を依頼する場合があります。